

○盛岡市観光文化交流館条例施行規則

平成12年5月31日規則第41号

改正

平成14年11月26日規則第61号

平成15年6月30日規則第35号

平成17年3月31日規則第37号

盛岡市観光文化交流館条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、盛岡市観光文化交流館条例（平成12年条例第19号。以下「条例」という。）の規定に基づき、及び条例を施行するため必要な事項を定めるものとする。

(使用の許可申請)

第2条 条例第5条第1項又は第6条第1項の許可を受けようとする者は、盛岡市観光文化交流館使用許可申請書を市長（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）が管理する観光文化交流館にあつては、指定管理者。以下この条及び第4条において同じ。）に提出しなければならない。

2 前項の申請は、次の各号に掲げる使用しようとする盛岡市観光文化交流センター（以下「センター」という。）の施設の区分に応じ、当該各号に定める期間内に行わなければならない。ただし、市長がセンターの管理上支障がないと認めたときは、この限りでない。

(1) ホール、ギャラリー及び広場 使用しようとする日の6月前から使用しようとする日の14日前まで

(2) リハーサル室及び会議室 使用しようとする日の3月前から使用しようとする日まで

(使用の許可等)

第3条 条例第5条第1項又は第6条第1項の許可は、盛岡市観光文化交流館使用許可書の交付をもってする。

2 前項の許可書の交付を受けた者は、センターを使用しようとするときは、当該許可書を所定の場所で職員に提示しなければならない。

(資料の特別利用)

第4条 条例第8条の許可を受けようとする者は、盛岡市観光文化交流館資料特別利用許可申請書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、条例第8条の許可をしたときは、盛岡市観光文化交流館資料特別利用許可書を交付するものとする。

(施設の使用料)

第5条 条例別表第1号の表備考4の規則で定める額は、同表備考4に規定する3倍に相当する額とする。

2 条例別表第2号の表の規則で定める額は、1,000円とする。

3 条例別表第3号の表の規則で定める額は、80円とする。

(附属の設備の使用料等)

第6条 条例第13条第2項の規則で定める使用料は、別表のとおりとする。

2 条例第13条第6項ただし書及び第14条第4項ただし書の規則で定める日は、附属の設備を使用しようとする日とする。

(減免の申請)

第7条 条例第15条の規定による使用料の減免を受けようとする者は、盛岡市観光文化交流館使用料減免申請書を市長に提出しなければならない。ただし、同条第1号に規定する障害者で次に掲げる手帳の交付を受けているもの（その者の保護者が交付を受けているときは、本人）又は同号に規定する障害者であることを証する書面を有するものが個人で使用する場合は、当該申請書の提出については、当該手帳又は書面の提示をもってこれに代えることができる。

(1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の身体障害者手帳

(2) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第1項の精神障害者保健福祉手帳

(3) 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条第1項の戦傷病者手帳

(4) 知的障害者療育手帳交付規則（昭和49年岩手県規則第57号）第2条の療育手帳

(指定管理者の指定の手続)

第8条 条例第19条第1項の規定による申請をしようとするものは、盛岡市観光文化交流館指定管理者指定申請書に観光文化交流館の管理に関する事業計画書その他市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 条例第19条第2項の規定による通知は、指定管理者として指定する場合にあっては盛岡市観光文化交流館指定管理者指定通知書により、指定管理者として指定しない場合にあっては盛岡市観光文化交流館指定管理者不指定通知書により行うものとする。

(指定通知書等の掲示)

第9条 指定管理者は、前条第2項の盛岡市観光文化交流館指定管理者指定通知書又は指定管理者の指定を受けている旨及び条例第14条第2項の規定により定めた利用料金を観光文化交流館において公衆に見やすいように掲示しなければならない。

(条例第21条第1項の市長が定める事項)

第10条 条例第21条第1項の市長が定める事項は、次のとおりとする。

(1) 指定管理者の代表者及び観光文化交流館の長

(2) 指定管理者の指定に際し、当該指定管理者の必要な要件として市長が指定した事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、指定管理者の指定に係る協定に定められた事項

附 則

この規則は、条例の施行の日（平成12年6月1日）から施行する。

附 則（平成14年規則第61号）

この規則は、平成14年11月28日から施行する。

附 則（平成15年規則第35号）

この規則は、平成15年7月1日から施行する。

附 則（平成17年規則第37号抄）

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

別表（第6条関係）

区分		使用料	
		単位	金額
舞台設 備	紗(しや)幕	1枚	390円
	スクリーン	1張	880円
	演台	1式	260円
	めくり台	1台	130円
	指揮台	1式	130円
	司会台	1台	130円
	平台	1枚	130円
照明設 備	基本照明A（2列以下の Horizont ライト、サスペンションライト又はシーリングライトを使用した場合をいう。）	1式	1,100円
	基本照明B（3列以下の Horizont ライト、サスペンションライト又はシーリングライトを使用した場合をいう。）	1式	2,200円
	フォロースポットライト	1台	260円
	スポットライト	1台	130円
	シールドビームライト	1台	130円
	ストリップライト	1台	130円
	スモークマシン（ファン及びリキッド付き）	1台	650円
音響設 備	ミラーボール	1台	130円
	拡声装置（マイクロホン2本付き）	1式	1,100円
	コンパクトディスクプレーヤー	1台	390円
	ミニディスクレコーダー	1台	390円
	デジタルオーディオテープレコーダー	1台	390円
	ワイヤレスマイクロホン送受信機	1チャンネル	650円

	マイクロホン	1本	390円
	移動ステージスピーカー	1台	520円
	跳ね返りスピーカー	1台	260円
	ピアノ	1台	2,200円
映像設備	ビデオプロジェクター	1台	1,300円
	スライドプロジェクター	1台	390円
	オーバーヘッドプロジェクター	1台	390円
	モニターテレビ	1台	260円
	ビデオテープレコーダー	1台	390円
その他	レーザーポインター	1台	130円
	持込機器に係る電気使用	1キロワットまでごとに	100円

備考

- 1 午前9時から午後5時まで又は午後1時から午後9時30分まで使用する場合の使用料の額は表に掲げる額に2を乗じて得た額とし、午前9時から午後9時30分まで使用する場合の使用料の額は表に掲げる額に3を乗じて得た額とする。
- 2 使用時間がやむを得ない理由によりあらかじめ許可された使用時間を超える場合の使用料の額は、この表により算定した額に、その超える時間3時間までごとに表に掲げる額を加算した額とする。この場合において、使用時間に、30分未満の端数があるときはこれを切り捨て、30分以上1時間未満の端数があるときはこれを1時間に切り上げるものとする。